

治療と職業生活の両立支援

従業員の方が安心して治療を受けながら働き続けるために、会社として準備できることがあります。

労働者が、がん等の病気になってしまった時無理なく働き続けてもらうためにはどうすれば良いのだろうか・・・。



厚生労働省から【事業場における治療と職業生活のガイドライン】が公表されています。

(3ページ参照)

無料の相談窓口や事業場への個別訪問支援、治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主への助成金等の支援があります。

(4ページ参照)



治療と仕事の両立支援とは？

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。

変わりゆく労働環境の中で、なぜ企業が両立支援に取り組む必要があるのか、そして労働者のために事業者ができることは何か。一緒に考えていきましょう。

※埼玉県地域両立支援推進チームとは

埼玉県内の実情に応じた両立支援を効果的に進めるため、使用者団体や労働者団体のほか、医療機関、県の関係部局等の様々な両立支援の関係者が参集し、チームを設置したもので、埼玉労働局労働基準部健康安全課が事務局となっています。



埼玉労働局・埼玉県地域両立支援推進チーム

(裏面へ)

両立支援が必要とされる理由

「がん対策に関する世論調査」（平成28年11月 内閣府政府広報室）から、現在の仕事と治療等の両立についての認識を見てみましょう。

Point 1 仕事と治療等の両立について

現在の日本の社会では、がんの治療や検査のために2週間に一度程度病院に通う必要がある場合、働きつづけられる環境だと思わない人が約2/3います。

（働きつづけられる環境だと思うか聞いたところ、「そう思わない」とする者の割合が64.5%（「どちらかといえばそう思わない」35.2%+「そう思わない」29.3%）となっています。）

Point 2 両立を困難にする最大の要因

がんの治療や検査のために2週間に一度程度病院に通う必要がある場合、働き続けることを難しくさせている最も大きな理由として、

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ①「代わりに仕事をする人がいない、またはいても頼みにくいから」 | …21.7% |
| ②「職場が休むことを許してくれるかどうかかわからないから」 | …21.3% |
| ③「がんの治療・検査と仕事の両立が体力的に困難だから」 | …19.9% |
| ④「休むと収入が減ってしまうから」 | …15.9% |
| ⑤「がんの治療・検査と仕事の両立が精神的に困難だから」 | …12.8% |
| ⑥「休むと職場での評価が下がるから」 | … 6.0% |

となっています。

Point 3 両立に必要な取り組み

働くことが可能で、働く意欲のあるがん患者が働き続けるようにするためには、どのような取り組みが必要だと思うか聞いたところ、（複数回答、上位2項目）

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ①「病気の治療や通院のために短時間勤務が活用できること」 | …52.6% |
| ②「1時間単位の休暇や長期の休暇が取れるなど柔軟な休暇制度」 | …46.0% |

の順となっています。

事業者にとって両立支援の意義とは

疾病をかかえる労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要な「一定の就業上の措置や治療に対する配慮」を行うことは、労働者の健康確保対策のひとつと位置づけられます。

また、事業者にとっては、継続的な人材の確保や労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上も期待できます。

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」とは？

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたものです。

「治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備」や「両立支援の進め方」（概要下記）が記載されています。

主治医の意見を求める際、また、勤務情報を主治医に提供する際に必要となる様式例やその際の手順、留意事項が記載されています。

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者に対し、支援の申出と支援に必要な情報提供を行う

- ・労働者は主治医に対して、一定の書式（ガイドラインに掲載）を用いて自らの業務内容等を提供。
- ・主治医はそれを参考に一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成。
- ・労働者は、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出。

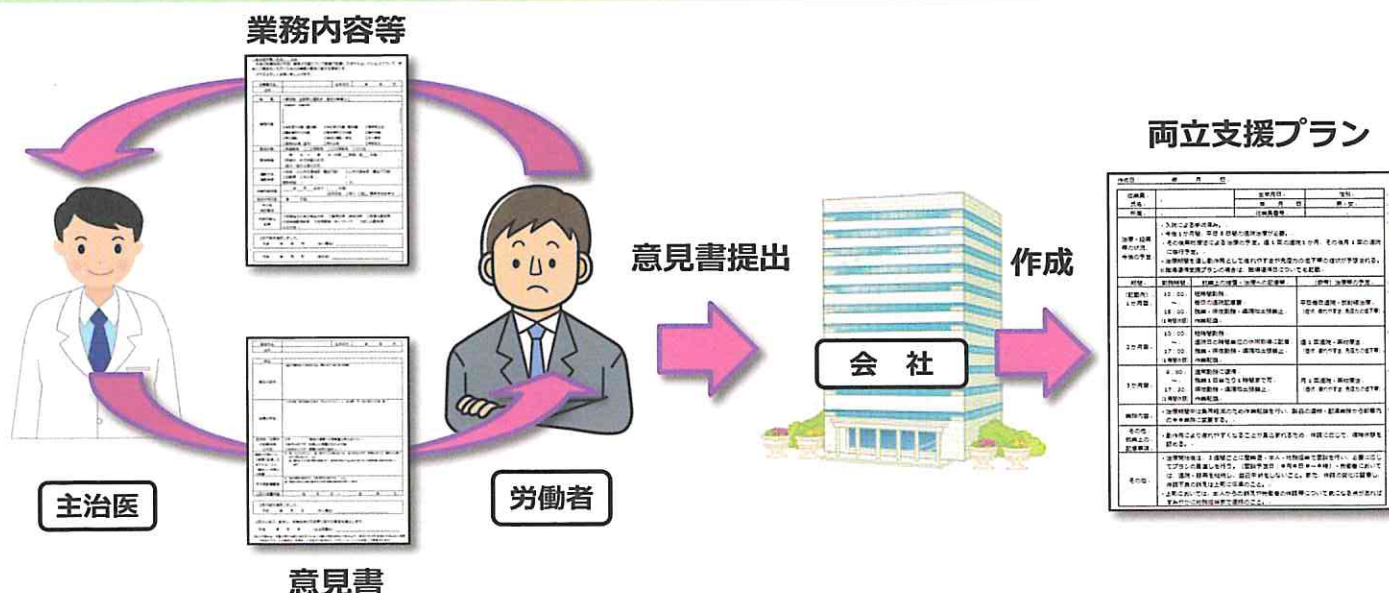
② 事業者が産業医等の意見を聴取

- 事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し産業医から就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取。

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定し実施。

※ 実施の際には、就業上の措置等の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい



※ がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。

治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主への助成金があります。

～ 障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）のご案内 ～

がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、10万円の助成金が支給されます。

この助成金により、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

導入する両立支援制度の例

休暇制度：時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）など

勤務制度：フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度 など

★助成金の支給にあたっては、この他にも要件があります。

- ・詳しくは、都道府県労働局職業安定部またはハローワークへお問い合わせください。
- ・申請様式は厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金「障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

事業者向け両立支援の相談先は

独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センターでは、専門家（両立支援促進員）が治療と職業生活の両立支援について事業者や人事労務担当者などからの電話相談に対応します。

また、具体的事例について、事業場の希望がある場合には、訪問支援を行い、就業上の措置等への助言や職場復帰支援プランの作成について、状況にあった具体的な助言、事業者と患者（労働者）間の調整支援を行います。これらは全て無料です。（埼玉産業保健総合支援センター 電話番号 048-829-2661）

社会保険労務士、医療ソーシャルワーカー（社会福祉士等）、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント等は専門家として事業者に対し、両立支援の相談・援助を行っています。（個別の契約になります。原則有料）

がんの診断や治療についての相談は

がんの診断や治療について、また、がんの相談窓口等は、国立がん研究センターのがん情報サービスから確認できます。

国立がん研究センター
がん情報サービス

ganjoho.jp

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>